

寄附は

NO

有権者は
求めない
!

政治家は
贈らない
!

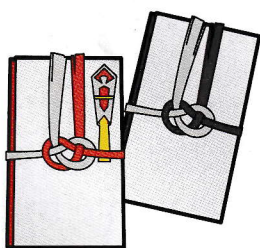


選挙の
めいすいくん

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、
時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。



お中元・お歳暮



結婚祝い・香典

これらの
行為は
全て
禁止です
!



落成式・
開店祝いの花輪



病氣見舞い



葬式の花輪・供花



運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ



町会の集会や
旅行等の催し物への
寄附や飲食物の
差し入れ



卒業祝い・入学祝い



お祭りへの
寄附や差し入れ

<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都選挙管理委員会

検索

東京都選挙管理委員会・東京都明るい選挙推進協議会・区市町村選挙管理委員会・
区市町村明るい選挙推進協議会

寄 附 の 禁 止



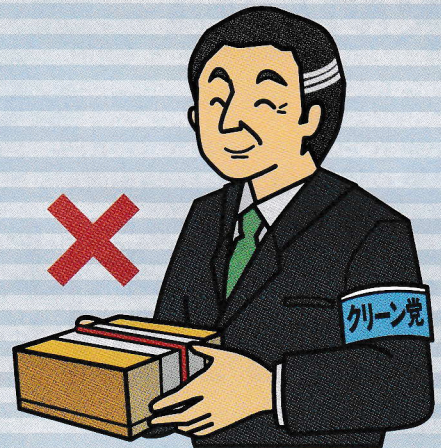
寄附ってな～に？

「政治家の
寄附は禁止」と
いうけれど、
寄附ってなに？



寄

附とは、お金や物
品、その他財産上の
利益となるものを与えたり、
与える約束をすることです。
ただし、物を買った時の代
金や有料イベントの参加料
のように、対価として支払
うものは寄附にはあたりま
せん。

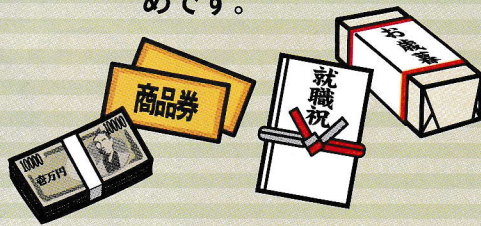


政

治家が寄附にお金を
かけることを無くし
て、お金のかからない選挙、
きれいな選挙を実現するた
めです。



NO!



どうして
政治家は
寄附をしては
いけないの？



お世話になった人への
お中元・お歳暮や
催し物の賛助金など、
選挙とは関係ない
寄附だったら問題ない
のでは。



以

前は「選挙に関す
る」寄附だけが禁
止されていました。しかし、
政治家が普段からいろい
ろな名目で行う寄附が、実は
選挙にお金がかかる大きな
原因となっていました。そ
こで法律が改正されて、現
在は選挙に関する・関しな

いを問わず、選挙区内の人
や団体への寄附は全て禁止
されています。

